• 2020年2月18日 (火)

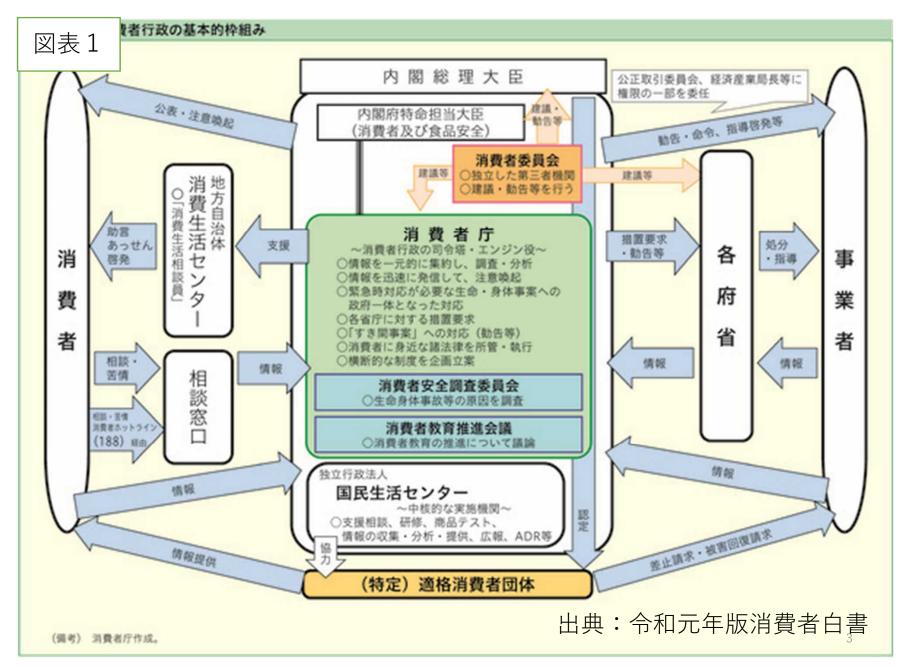
消費者について

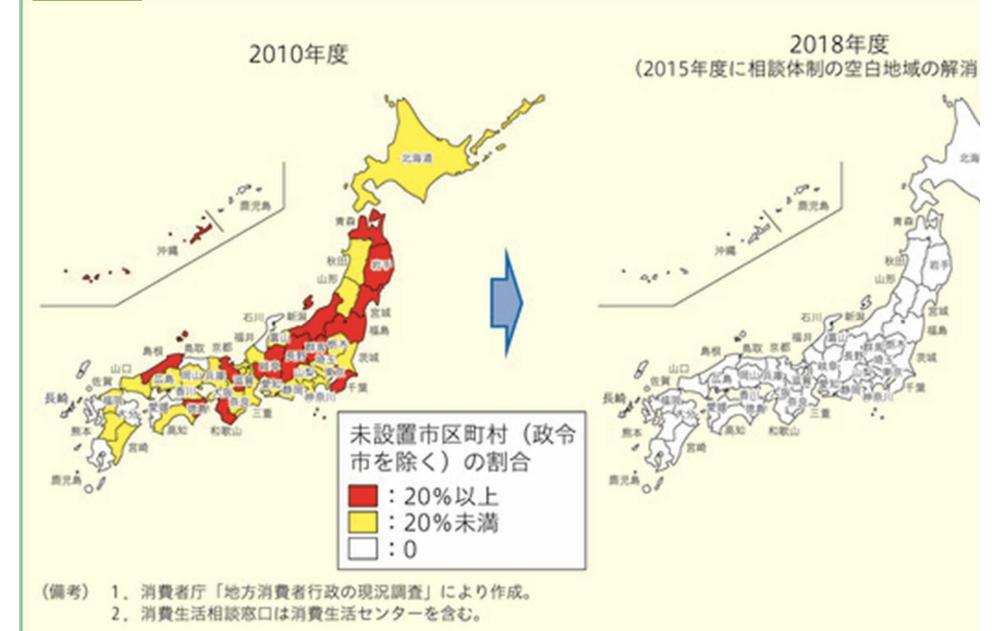
- 日本消費生活アドバイザーコンサルタント 相談員協会
 - 主任研究員 早野木の美

目次

- 1. 消費生活センターの役割
- 2. 世代別 相談事例の特徴
- 3. 行政以外の解決機関 住宅リフォーム・紛争処理支援センター 民事調停
- 4. 危害・危険情報に関して

消費者被害・トラブルへの対応を中心とした地方消費者行政の仕組み





出典:令和元年版消費者白書

消費者ホットライン 188 番の御案内

全国には、消費生活センターが829か所(平成29年4月1日現在)あり、そのほか、全ての市区町村に消費生活相談窓口が設置されています。

消費者ホットラインは、全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口を御案内いたします。

※平成22年1月12日(火)から0570-064-370番(ナビダイヤルサービス)により全国で実施してきましたが、

平成27年7月1日(水)より、3桁の電話番号 188番からもご案内できるようになりました。

消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先を御存知でない消費者の方に、お近くの消費生活相談窓口を御案内することにより、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。

土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談の補完をするなど、年末年始(12月29日~1月3日)を除いて、原則毎日御利用いただけます。

契約や悪質商法におけるトラブル、製品・食品やサービスによる事故等の御相談で、どこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに、消費者ホットライン **188** 番を御利用ください。 出典:令和元年版消費者白書

「消費者ホットライン」188番 ご案内の流れ

188 (いやや!) 番をダイヤル

のアナウンスが流れます。アナウンスにしたがって、 の操作をお願いします。※ 一部のIP電話、ブリペイド式携帯電話等からは、御利用いただくことができせん。

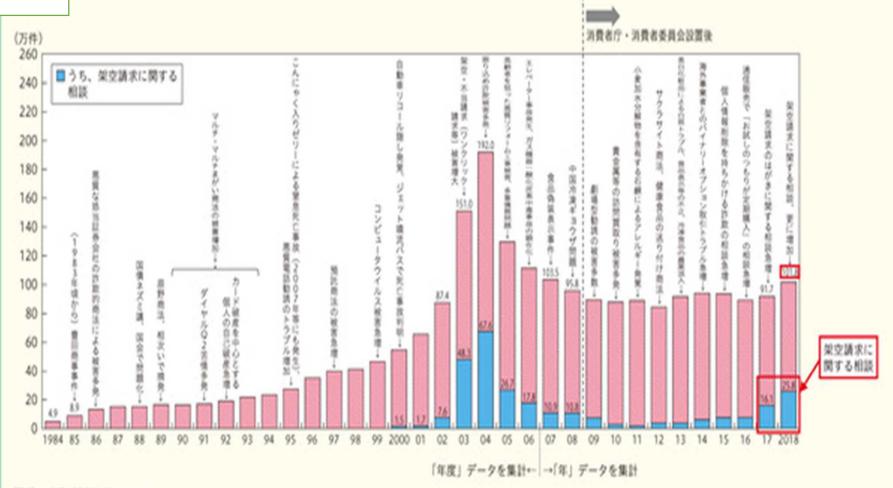
「こちらは消費者ホットラインです。最寄りの相談窓口を御案内いたしますので、 お住まいの郵便番号がわかる方は1を、そうでない方は2を押して下さい。」 【郵便番号がわかる】 【郵便番号がわからない】 1 を入力 2 を入力 携帯電話から 固定電話から 「お住まいの郵便番号を 「お住まいの地域を選択して下さい。 7桁で入力して下さい。」 00市は1を、00市は2を… 押して下さい。」 お住まいの郵便番号を入力 ※地域の選択は、 お住まいの地域の 御案内しない 番号を入力 ことがあります 「ナビダイヤルサービスを経由し、消費生活相談窓口へお繋ぎいたします。 この通話は、〇〇秒ごとに、およそ〇〇円の通話料金で御利用いただけます。」[※1] ※ 窓口が開所していない時間帯などは、窓口の名称、電話番号及び受付時間をご案内します。 相談窓口へつながった時点から、通話料金のご負担が発生します。 身近な 市区町村の お住まいの お住まいの 相談窓口 都道府県の 消費生活センター や 消費生活相談窓口 消費生活センターなど 市区町村の窓口が開所していない場合など、 都道府県の消費生活センターなどを御案内することもあります。

[※1] 都道府県や政令市の消費生活センター等が話中でつながらない場合、国民生活センターの「平日バックアップ相談」の電話番号がアナウンスされます。 電話番号 03-3446-1623 / 受付時間 平日の10~12時/13~16時 [詳細]

出典:令和元年版消費者白



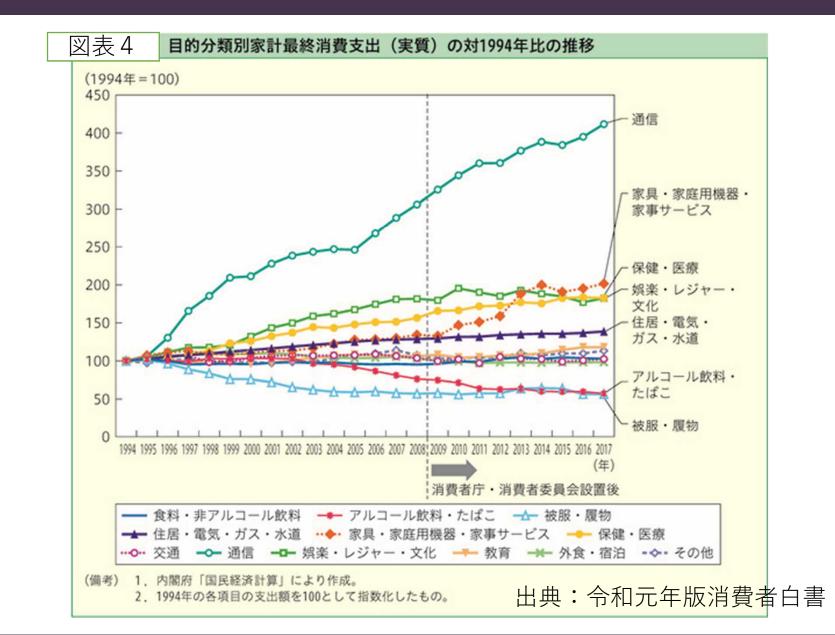




(備者) ・消費生活相談件数については

- PIO-NETに登録された当春生活和証券報(2004年3月31日までの登録分)。
- 1984~2006年度は、国民生活センター「消費生活年報2018」による「年度」データを集計。2007~2018年は「年」データを集計。
- 3、「架空請求」とは、身に覚えのない代金の請求に関するもの。2000年度から集計。
- 4,2007年以降は経点相談のうち「相談窓口」を無いた相談件数を集計。
- ・消費者問題の変遷については、消費者庁作成。その年に発生した主な消費者問題を示した。

出典:令和元年版消費者白書



図表5

若者の商品・サービス別上位相談件数 (2018年) 男性

	15~19歳		20~24歳		25~29歳	
	件数	6,276	件数	16,394	件数	15,439
1	アダルト情報サイト	582	賃貸アパート	1,131	賃貸アパート	1,525
2	デジタルコンテンツ	411	フリーローン・ サラ金	868	フリーローン・サ ラ金	968
3	オンラインゲーム	366	デジタルコンテ ンツ	788	商品一般	658
4	他のデジタルコンテ ンツ	290	商品一般	747	デジタルコンテン ツ(全般)	642
5	商品一般	265	他のデジタルコ ンテンツ	706	他のデジタルコン テンツ	537

デジタルコンテンツ

一人暮らしがきっかけとなるもの

借金に関するもの出典:令和元年消費者白書

図表 6

若者の商品・サービス別上位相談件数 (2018年) 女性

	15~19歳		20~24歳		25~29歳	
	件数	6,285	件数	19,813	件数	17,617
1	他の健康食品	621	賃貸アパート	1,245	賃貸アパート	1,709
2	デジタルコンテンツ (全般)	411	脱毛・エステ	1,174	デジタルコンテン ツ(全般)	885
3	アダルト情報サイト	373	デジタルコンテ ンツ(全般)	1,161	商品一般	818
4	他のデジタルコンテ ンツ	312	出会い系サイト	998	デジタルコンテン ツ(全般)	678
5	商品一般	299	他のデジタルコ ンテンツ	932	出会い系サイト	537

デジタルコンテンツ 一人暮らしがきっかけとなるもの

#金に関するもの 美容に関するもの 出典:令和元年 消費者白書

若者の相談は賃貸アパート・インター ネット利用に関するものが目立つ



- 契約時に返金しないと大 家に言われた
- ・退去時に合意していない 修理費を請求された
- 一人暮らしを始めて間もないことによるトラブルが見受けられる。

図表7

高齢者の商品・サービス別上位相談件数

	2014年	件数	2016年	件数	2018年	件数
1	商品一般	22,758	商品一般	15,444	商品一般	128,067
2	アダルト情報サイト	12,156	デジタルコンテンツ (全般)	14,951	デジタルコンテンツ (全般)	15,341
3	ファンド型投資商品	10,017	アダルト情報サイト	11,662	光ファイバー	9,667
4	フリーローン・サラ 金	6210	光ファイバー	9,158	他のデジタルコンテ ンツ	6,783
5	デジタルコンテンツ (全般)	6,203	他のデジタルコンテ ンツ	6,214	ファンド型投資商品	6,194

インターネット関連

投資勧誘トラブル

借金に関するもの

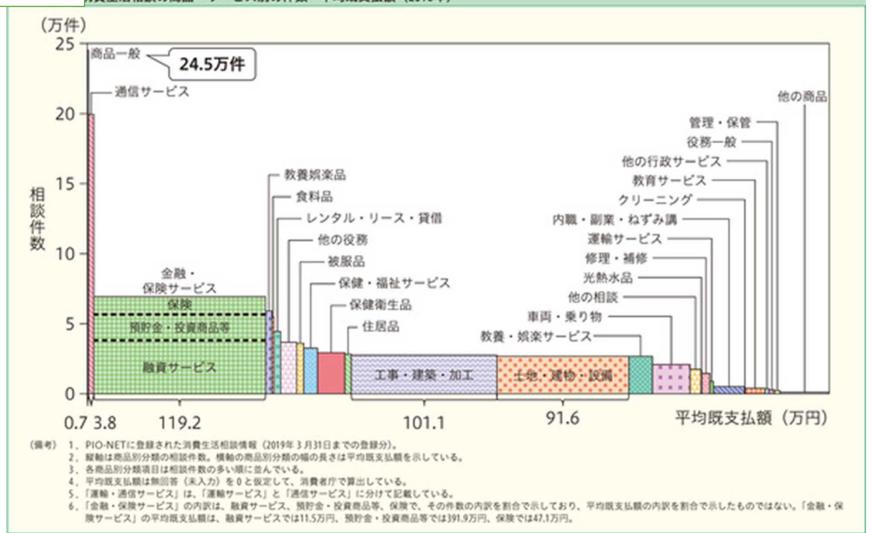
(備考)

- 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2019年3月31日までの登録分)
- 2. 品目は商品キーワード (小分類)
- 3. 契約当事者が65歳以上の相談

出展・令和元年消費者白書

図表8

肖費生活相談の商品・サービス別の件数・平均既支払額(2018年)



出典:令和元年版消費者白書

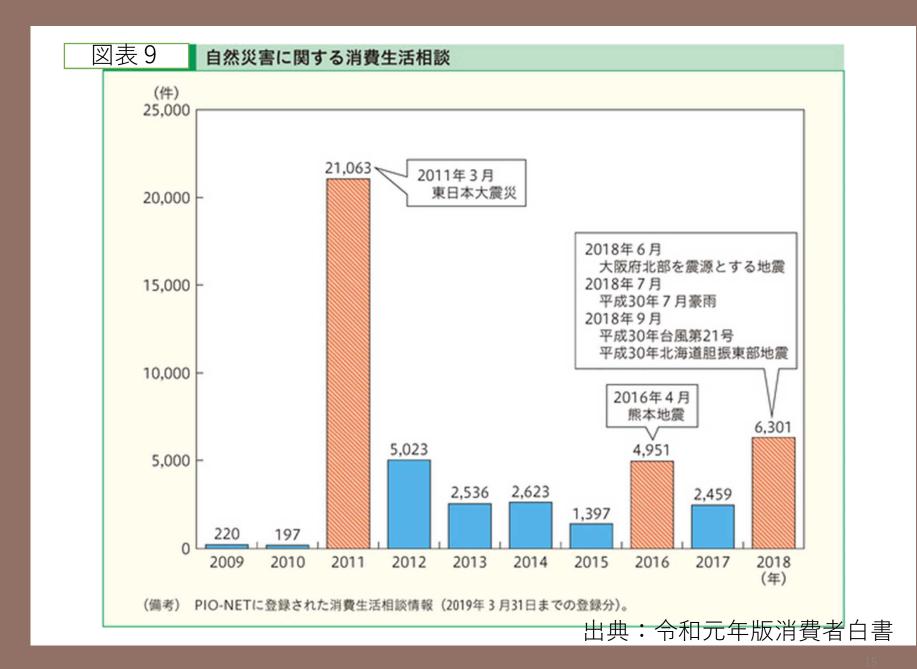
見守り新鮮情報

慌てないで! 災害後の住宅修理トラブル



台風で屋根が破損し雨漏り がしたので、慌てて手元に あったチラシの事業者に電 話して来てもらった。応急 処置としてブルーシートを 掛けてもらい、屋根のふき 替え工事をしてもらうこと になったが、約200万円と 高額だった。もっと安い屋 根材を使うようにお願いし たが、「これしか扱ってい ない」と言われた。雨漏り で困っていたこともあり、 契約したが、やはり高額な ので解約したい。(70歳代 女性)

出典:国民生活センター



見守り新鮮情報

「保険金の手続きをサポートする」 と勧誘する住宅修理に注意

来訪した事業者に「家屋に壊れたところはないか。損害保険で 負担なく修理ができる」と言われたので、数年前の大雪でベラ ンダの屋根が歪んだことを話したら「調査員を手配する」と言

うので申込書にサインした。

申込書をよく見たら「保険金額が、見積金額より安くて工事が困難な場合は、30%の手数料を払う」と記載されていた。 手数料の話は聞いていないし、不審なので申し込みを止めたい。 (70歳代 女性)



出典:独立行政法人国民生活センター

各府省庁と連携して行った主な取組の例

○食品安全に関する取組

食品安全に関わる行政機関として明確に位置付け(2012年から)等。

○多重債務問題への対応

金融庁と共同で「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」 を開催(2012年から)等。

〇子供の事故防止に関する取組

「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置(2016年)等。

〇廃棄食品の不正流通問題への対応

「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」を取りまとめ(2016年)。

○美容医療関係の消費者トラブルへの対応

一定の美容医療契約を特定継続的役務提供として規制対象に追加(2017) 年) 等。

〇暗号資産(仮想通貨)をめぐる問題への対応

金融庁、警察庁と共同で注意喚起を実施(2017年・2018年)等。

〇サブリース問題への対応

国土交通省、金融庁と共同で注意喚起を実施(2018年)等。

〇ギャンブル等依存症対策の推進

ギャンブル等依存症対策推進本部に内閣府特命担当大臣(消費者及び食 品安全) が副本部長として参画(2018年から)等。

〇架空請求対策パッケージの決定

警察庁、金融庁、総務省、法務省、経済産業省、個人情報保護委員会、 国民生活センターと連携し、消費者政策会議において架空請求対策パッ 等 ケージを取りまとめ(2018年)。

消費者ホットラインに寄せられた相談事例

【勧誘に関する相談】

- 母に対してアパートの建て替えと一括借り上げをするのでアパートを経営しないかと断ってもしつこく勧誘される。対処法は。
- ・不動産会社が高齢の父に相続税対策としてアパートを建てるよう しつこく勧誘してくる。断りたい。

【費用負担等の契約に関する相談】

- •10年前建設業者に勧誘されてアパートを建てたことに始まり、一括借り上げ、特約システム等次々に契約や費用負担を強いられる。
- 電話勧誘を受け、首都圏にシェアハウス一棟の建築契約とサブリース契約を締結したが、契約時の約束と異なることがあり不安になっている。

【家賃の減額に関する相談】

•投資目的でシェアハウス1棟を購入し、事業者とサブリース契約 をした。1年過ぎた頃から5年間の家賃保証が守られず困惑

出典:消費者庁

消費者ホットラインに寄せられた相談事例

【家賃の減額に関する相談】

- 自宅の一部を賃貸するサブリース契約をしたが、十分な説明がないまま家賃保証額を下げられ不満だ。サブリース契約をやめたい。
- •15年前に両親が建てた賃貸アパートの賃料をサブリース会社が下 げると言っている。ローンの返済も困難になり納得がいかない。

【返済の融資に関する相談】

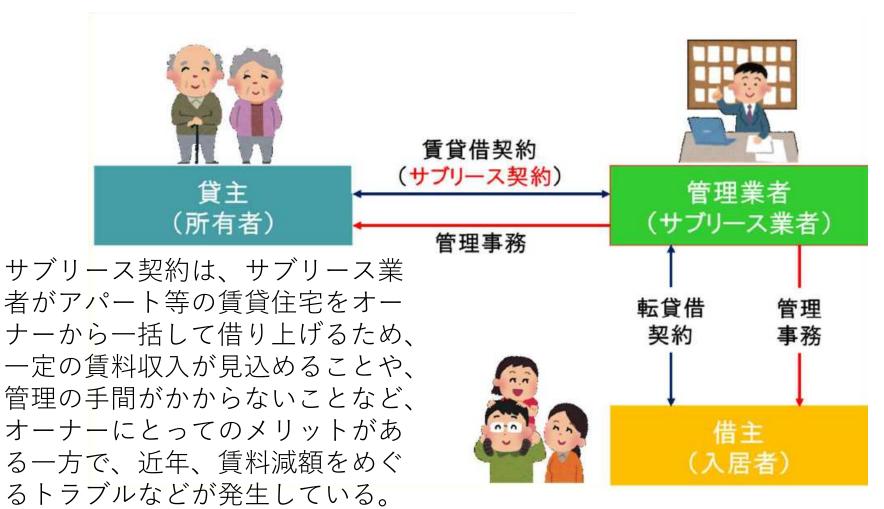
- アパート1棟をシェアハウスとして購入し家賃は管理会社から入金される約束だったが、入金されない。住宅ローンが払えない。
- 勧められてシェアハウスのオーナーとして投資目的で契約。銀行から借り入れしたがサブリース会社が約束を守らず返済が困難になった。

【事業者の対応に関する相談】

• 投資目的でアパートー棟を建てないかと誘われ土地購入と建物建築契約を締結、ローンも実行されたが事業者と連絡が取れなくなった。

出典:消費者庁

アパート等のサブリース契約を検討されている方は契約後のトラブルにご注意ください!



出典:平成30年3月27日公表(平成30年10月26日更新)

国土交通省・消費者庁・金融庁

*新しく家をつくる

- ①設計 ②工事 ③建築検査·確認 ④住宅性能評価
- *家や土地を売る・買う
- ①宅地建物尾取引業 ②不動産鑑定士・不動(産鑑定業者 ③マンション管理業者 ④登録住宅性能評価機関
- *建設工事(公共事業を含む)を行う
- ①建設業者〈1〉(行政処分工事をします) ②建設業者〈2〉(国土交通省発注工事の指名停止工事をします) ③測量業者(土地の形状や面積などとはかります)④建設
- コンサルタント(工事の調査・計画・設計などを行います)⑤地質調査業者(地質や地盤の状況を調査します)⑥ 補償コンサルタント(公共工事で必要な土地の取得や家屋の移転などの補償業務を行います)
- *乗り物を使う
- ①鉄道事業者 ②バス事業者 ③タクシー事業者 ④船舶 運航事業者 ⑤航空運送情報業者
- *荷物を運ぶ ①トラック事業者
- *自動車を買う整備する ①自動車整備事業者 ②自動車 製作者等
- *旅行をする ①第一種旅行業者

出典: 国土交通省

住宅リフォーム・紛争処理支援センター **住まいるダイヤル**0570-016-100

住宅に不具合があるようで心配

事業者に不具合の修理を依頼したが対応してもらえない

契約金額や工期が 契約通りになって いない→電話相談 契約書や図面を見 ながら弁護士や建 築士と相談したい →専門家相談 話し合いでは解決 が難しいので、専 門家に解決の手助 けをして欲しい→ 住宅紛争の解決

図表12

住宅リフォーム・紛争処理支援センター 住まいるダイヤル0570-016-100

リフォーム工事に不具合があるようで心配 事業者の説明や契約内容と工事が違っている

訪問販売業者とリフォーム工事の契約をしてしまったが解約はできるか→電話相談

事業者が作成した 見積書の工事項目 や工事単価の見方 を知りたい→電話 相談(リフォーム 見積チェック)

弁護士や建築士と 契約書や見積書を 見ながら相談した い→専門家相談

図表13

住宅リフォーム・紛争処理支援センター 住まいるダイヤル0570-016-100

中古住宅に不具合があるようで心配

賃貸住宅の退去 時に高額な補修 費用等を請求さ れた→電話相談 マンションの建 て替えを検討し ている。専門家 と相談したい→ 専門家相談 安心して中古住 宅を購入するた めの制度を知り たい→中古住宅 の取得を支える 仕組み

マンションの修 繕や改修に役立 つ技術情報を知 りたい→技術情 報提供サイト

図表 1 4

住宅リフォーム・紛争処理支援センター 住まいるダイヤル0570-016-100

リフォームのお悩みに、3つの 安心制度があります。

費用が良く分から ない→

リフォーム見積 チェック (無料) 工事に欠陥があた らどうしよう→ リフォーム瑕疵 保険

業者とのトラブル を専門家に相談し たい→

専門家相談

住宅紛争処理・相談業務の概要

国土交通省の「制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度に関する検討会」の2019年10月15日開催配布資料2-1 消費者保護の充実策(現状)

	新築住宅		既存住宅		
	評価住宅	保険付き住宅	その他の住宅	リフォーム	その他
住まいるダイヤル (電話相談)					
専門家相談			対象外	×	対象外*
住宅紛争処理 (ADR)			対象外	対象外	対象外*

*但し、既存住宅に係る建設住宅性能評価書が交付された住宅は対象となる。

リフォーム専門家相談は、補助事業として実施

出典:国土交通省

簡易裁判所は全国に438か所ある。

- 簡易裁判所は、民事事件については、訴訟の目的となる物の価格が140万円を超えない請求事件について、また、刑事事件については、罰金以下の刑に当る罪及び窃盗、横領などの比較的軽い罪の訴訟事件等について、第一審の裁判権を持っている。
- 簡易裁判所には、身近な民事紛争を話し合いで解決するため調停という制度がある。民事調停は、費用も安く、裁判官又は民事調停官と2人以上の民事調停委員によって構成された調停委員会が当事者の言い分を十分聴いて双方の合意を目指す。調停で合意が成立し、その内容が調書に記載されると、その調書の記載は、裁判所がした確定判決と同じ効力を持つことになる。
- 簡易裁判所に対する民事の訴訟は口頭ですることもできる。また、紛争の内容によっては、簡単に申立てを行うことができるように、窓口には民事訴訟用及び民事調停用の定型用紙がそれぞれ用意されている。

図表16 裁判所で扱う事件



種類		原則規定	特別規定	合意管轄
一般調停事件(ノ)	下記ュ〜特ノに該当しない民事 一般に関する紛争	相手方の住所 地の簡裁		地裁又は簡裁
宅地建物調停 事(ユ)	宅地・建物の貸借その他利用関 係の紛争		紛争の目的物の 所在地の簡裁	紛争の目的物の所在地 の地裁
農事調停事件 (セ)	農地又は農業経営に付随する土 地建物その他の農業用資産の貸 借その他の利用関係の紛争		紛争の目的物の 所在地の地裁	紛争の目的物の所在地 の簡裁
商事調停 (メ)	紛争の内容が商法の適用を受け る事項	相手方の住所 地の簡裁		地裁または簡裁
鉱害調停事件 (紘)	鉱業法に定める鉱害の賠償の紛 争		損害の発生地の 地裁	なし
交通調停事件 (交)	自動車の運行によって人の生命 又は身体が害された場合におけ る損害賠償の紛争	相手方の樹所 地の簡裁	損害賠償を請求 する者の住所地 等の簡裁	地裁又は簡裁
公害等調停事件(公)	公害または日照・通風当の生活 上の利益の侵害により生ずる被 害に係る紛争	相手方の住所 地の簡裁	損害の発生地又 は損害が発生す るおそれのある 地の簡裁	地裁又は簡裁
特定調停 (特ノ)	特定債務者の特定債務等の調整 に関する事項	相手方の住所 地の簡裁		地裁又は簡裁

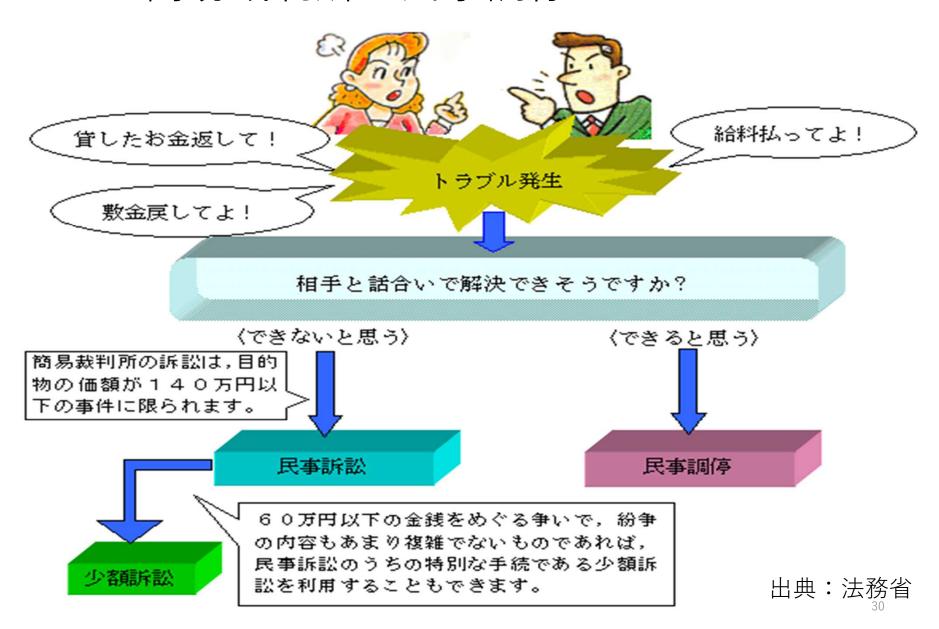
簡易裁判所の民事調停 話合いによるトラブル解決

家賃・地代の不払い 家賃・地代の増額や減額の紛争 更新料の請求 敷金・保証金の返還請求 アパート・借家の立退きトラブル 借地の立退きトラブル 請負契約の争い 日照権をめぐる争い騒音トラブル 悪臭トラブル ペットのトラブル 境界の争い 通行権の争い ゴミ集積所に関する争い その他様々な隣近所のもめごと 新築や購入住宅の欠陥を巡る紛争 その他のさまざまな建築 マンション管理費の不払い

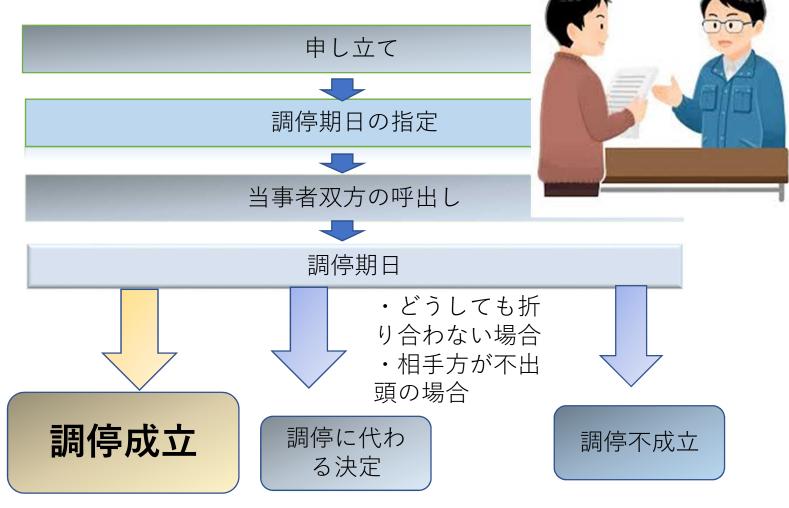
その他のマンション管理に関するトラブル



簡易裁判所の民事調停



調停手続きの流れ



調停に代わる決定:調停の経過や態様によっては、裁判所が調停委員の意見を聴き、当事者の言い分を衡平に考慮し、事件の解決のために必要な決定をします。2週間以内に異議の申立てがなければ、調停が成立したのと同じ効果が得られます。

民事調停の流れ

- 1. 調停申立(調停申し込み)の手続申立先(簡易裁判所)原則として、申立相手の住所のある地区を受け持つ(管轄)簡易裁判所。
- 用意するもの

印鑑・筆記用具・申立書とその写し・申立期間・主張を裏付ける資料など(申立書は裁判所にも用意されている)

- 2. 呼出状(期日通知書)がくる
- ・裁判所から調停日程が、申立人と相手に通知される。出席がどうしても困難な日時の場合は、裁判所の担当書記官に相談
- 3. 調停期日(調停の日)
- ・調停期日には、裁判官1名と調停委員2名以上で構成する調停 委員会が、申立人の主張をていねいにお聞きする。

民事調停の流れ

- 調停委員には一般市民である、弁護士・有資格者(公認会計士・税理士・不動産鑑定士・建築士・医師・社会保険労務士・ほか)・幅広い知識や社会経験を持つ一般有識者が選ばれている。
- 調停委員会は間に入って、話し合いにより相手の主張との調停を図る。1回目で話し合いがつかないときは、申立人の希望と調停委員会の判断で、数回の調停日を申立て人の都合のつく日に設ける。
- •合意に至ると「調停成立」となり、その内容は「調停調書」に盛り込まれる。正式書面は後日郵送または受け取りに行く方法で入手する。
- ・意に反して強制的に取り決めることはしないので、合 意に至らなかった場合は、「調停不成立」となり、終 する。

その後、訴訟手続きを進めることが可能。

民事調停のメリット

- 一人で簡単に手続きができる。
- 60%以上が自分で手続きをしている。
- 裁判所の受付には、よくあるトラブルに応じた定型申立書が備 えてあり、書き方の説明も受けられる。法律的知識がなくても、 自由に主張が述べられる。

手数料は裁判より安い

・申立手数料は裁判より安く、例えば対象額が10万円の場合手数料は500円。30万円の場合は1500円、100万円で5000円ですむ。紛争の対象額に制限はない。

民事調停のメリット

解決までの期間が短い。調停は多くが3回程度で終了 80%以上が3回以内に終了。60%近くが実質的に 解決。(平成30年統計全地方裁判所・簡易裁判所)

裁判の判決と同じ効力がある。双方の意思に基づく 合意は強制執行にも繋がる

相手との直接交渉はしなくてよい。相手と同席したくなければ、調停委員が個別に対応。非公開のため、調停委員には守秘義務があるので人に知られない。

令和元年台風第19号による災害に起因する民事に 関する紛争について調停の申立てをする場合に 民事調停の申立手数料の納付が免除されます

・令和元年10月10日(特定非常災害発生日として定められた日)に、災害救助法の適用区域に住所、居所、営所又は事務所を有していた方が、令和4年9月30日までに令和元年台風19号にに起因する民事に関する紛争について調停の申立てをする際には、民事調停の申立手数料を納付することは要しません。

1. 対象となる紛争:令和元年台風19号による災害に起因する民事に関する紛争が対象となります。(災害に起因するかどうかは、裁判所において判断されます。)

(紛争の例)

- 災害による生計・経営状態が悪化したことを理由とする債務整理に関 する紛争
- 災害による土砂崩れにより不明確となった土地所有権の範囲を巡る紛 争
- 災害による土砂崩れや河川の氾濫により終了した賃貸借契約の敷金返還等に関する紛争。
- 災害による事業の閉鎖、経営悪化などを理由とする、解雇、雇い止め に関する紛争

2対象となる期間:令和元年10月10日から令和4年9月30日までに、裁判所に民事調停の申立てをした方が対象となります。

国民生活センターによる注意喚起情報

リーフレット「くらしの危険」

*「くらしの危険」は、全国の危険」は、全国の危険」は、医療というでは、医療というではない。 これをはいる事故情報をしたがらるというできないのを対にしたものにはない。

*ダウンロードして自由に印 刷できるようになっている。

リーフレット「見守り情報(高齢者・障がい者・子どものトラブル)

- ・いま起きている「高齢者・障がい者」に関わる悪質商法で 製品による事故情報、防災・防犯情報、「子ども」に関わる製品の事故情報やリコール情報、子育て世帯を狙った悪質商法などを知らせます。
- イラストを入れたリーフレット版もあり、トラブル防止のため、啓発用資料としての活用を勧めている。



事故防止のポイント

木製ベビーベッドによる乳児の窒息事故を防ぐために

扉がロックされているか必ず確認!

収納部分の原を駆け開めするたびに、原を手で引っ張る などして、扉のロックが掛かっていることを必ず確認し てください。履が開かないように、収納部分の上枠と原 をひもで縛るなど、簡単に関かない工夫も有効です。







UW

- 扉のロックを掛けることを習慣にしましょう。 子どもの月齢が低く、床板を高くしているため収納部分の上枠より敷具が上にある場合 でも、子どもが成長していくに連れて床板を下げて使用することもあるので、ロックを 質慣にすることが大切です。
- 収納部分の扉のロックが壊れていたら 直ちにベビーベッドの使用を中止してください。

ベビーベットの構造を確認して 事故防止のポイントの実践を!!



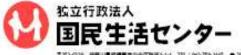
本内容の評価は、独立行政法人 国民生活センター公式サイトに 機能しています。

くらしの危険 こちらからご言いただけます。





●「くらしの食物」は、全事の資養生活センター、高層機関等から収集した機能をもとに、影響や事故の意思能は・拡大放正のために作 られています。幸物学の資品・サービス等を検索するものではありません。幸商品やサービス、資金によって始また事故の情報を最寄り の開発を探せンターにお寄せください。参加機能を注め無りいたします。



イラストン川浦 裏髪

くらしの危険 353

木製ベビーベッド 枠と敷具の間で乳児の窒息事故が発生!

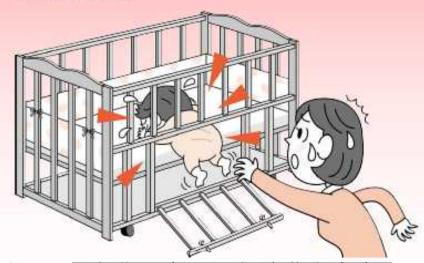
収納部分のある木幣のベビーベッドの使用中、収納部分の 解が不意に開いたために、乳児の頭部が敷具と収納部分の上 枠の時間に挟まって窒息し、死亡あるいは重体に陥ったとい う重大事故等**1が2019年6月及759月に2件発生しました。 事故が起こったベビーベッドには共通した構造があり、収

納部分の扉のロックが不完全であったことで事故が起きたと 考えられました。

お使いのベビーベッドの構造を確認し、事故助止のポイン トを実践してください。

事故が起こった ベビーベッドの構造

- の木製ベビーベッドの 下部に収納部分があ
- ② 収納部分には罪が付 ないている
- ② 球板の幕さを顕著で



木製ベビーベッドの収納扉による乳児の窒息事故





事故の状況

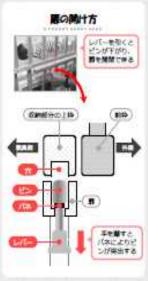
保護者が、当該ベビーベッドに子どもを寝かせて別室に移動後、子どもの様子を見に戻っ た。保護者が子どもを発見したときには、当該ベビーベッドの収納部分の顕が聞いており、 **敷見と収納部分の上枠の隙間から、子どもは足から肩までがベッドの外に出て、頭部は** ベッド内でうつ伏せで、意識及び呼吸の無い状態だった。

保護者は、事故他には収納部分の源は関じていたと認識していた。

事故が起こった木製ベビーベッドの構造

2件の事故は、原因となった木製のベビーベッドの構造が 3つの点で類似しており、同様の状況で発生しました。





木製ベビーベッドを調べました

■ 図2のベビーベッドと両構造のものを購入し、外観の観察と、事故から考えられる状況の両現 テストを行いました。

- デスト対象拠品購入:2019年10月
- » デスト期間: 2019年10月

治療器共鳴は中央で使用

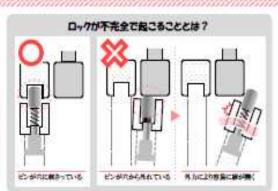
扉の構造による問題点

収納部分の扉は、ロックが不完全でも 一見するとロックされているように 見えてしまうことが分かりました。









事故の再現テスト

8~9カ月相当の乳児グミー人形(身長約66cm。 体重約8kg. 頭囲45cm、胸囲44cm) を使い、ロックが不完全であったと仮定して 再現テストを行いました。







ベッドの外に出た身体の一種 の能みによりずり落ちてしまう



質は抜けるが、資産が抜け ず、ロと鼻が飲具に押し付け

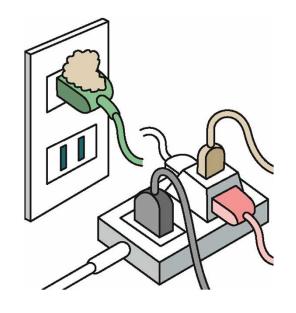


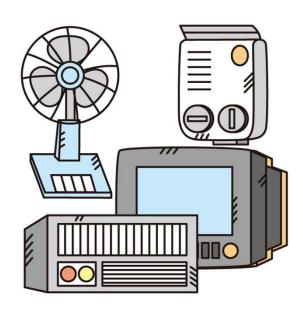
と事故が起こる可 絶性があります

● この観音の辞俗は、独立行政法人国民生活センター 公式ウェブサイトの終表情報「不製ベビーベッドの収納費が不適に制き到光が窒息する事人事事件発生!









消費者事故調案件一覧(2019年3月末時点)

	案件	
	米 日	
調査等を終	ガス湯沸器事故(東京都内)	
了した事案	幼稚園で発生したプール事故(神奈川県内)	
	機械式立体駐車場事故	
	家庭用ヒートポンプ給湯器の事案	
	エスカレーター事故(東京都内)	
	毛染めによる皮膚障害	
	子どもによる医薬品誤飲事故	
	ハンドル型電動車椅子を使用中の事故	
	エレベーター事故 (東京都内)	
	体育館の床板の剥離による負傷事故	
	玩具による乳幼児の気道閉塞事故	
	家庭用コージェネレーションシステムの事案	
	電動シャッター動作時の事故	
	住宅用太陽光発電システムから発生した火災事	故等
調査中の事案	歩行型ロータリ除雪機による事故	
	幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故	出典:令和元年消費者

生命・身体に関する事故情報の集約

生命・身体に係る事故発生

関係省庁・地方公共団体

国民生活センター・消費活ンター等



重大事故等

の涌知

1,159件

重大事故等を除 く生命身体事故



PIO-NETデー タ12734件

生命・身体に係る 事故情報を登録



重大製品事故 の報告837件

事業者

報告された重大 製品事故を登録



消費者 庁、国 民生活 セン ターを 除く事 故情報 データ バンク 参画機 関から の通知 6602件

生命・身体に係る事故情報を登録





等の通知1536件





事故情報データバンク 2009年9月~2019年3月末までの累積件数:239,808件

(2018年度登録件数:22,578件)

出典:令和元年消費者白書

ご清聴いただきましてありがとうございました。